

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成26年7月8日（諮問第119号）

答申日：平成27年5月15日（答申第81号）

事件名：秋田県警察本部交通管制センターの調査結果報告書の部分公開決定処分に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、秋田県警察本部交通管制センターの調査結果報告書（以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、交通監視用カメラの調査結果の内容の1行目及び2行目、5行目及び6行目、信号制御機の調査結果の内容の1行目から3行目まで並びに車両感知器の調査結果の内容の1行目から3行目までは公開すべきであるが、その他の部分について非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成26年5月29日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり公開請求を行った。

平成26年5月21日に秋田県情報公開審査会で審議された秋田県警察本部交通管制センターの調査結果の報告内容の公開を求める。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成26年6月10日、条例第10条第1項の規定に基づき、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年6月20日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書の非公開部分を公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- (1) 非公開とした調査結果の内容に関する部分の情報を、条例第6条第1項第3号、同項第4号、同項第6号に該当するとの理由で非公開とする決定は、条例の解釈の誤りで裁量権を逸脱している。
- (2) 条例第6条は、本条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、実施機関に対し、公開請求に応じて行政文書を公開しなければならない義務を規定することによって「原則公開」の趣旨を明らかにしている。

本条は、公開しないことに合理的な理由がある情報を、非公開情報としてできる限り明確かつ合理的に定めたものである。したがって、これらの非公開情報が記録されていない限り、公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。個別の行政文書の公開・非公開の判断は、本条各号の非公開情報が記録されているかどうかを公開請求を受けた実施機関が行う。

しかし、原則公開のルールの下では、非公開情報に該当するとして例外的に非公開の決定がなされた場合、その妥当性を立証する責任は実施機関が負うものである。

実施機関は非公開理由説明書の中で、公開請求した諮問第114号及び諮問第115号（交通監視用カメラの操作及び撮影状況並びに同撮影映像の録画機器の状況）、諮問第116号（信号制御機の作動状況）、諮問第118号（車両感知器の作動状況）に係る報告内容を条例第6条第1項第3号、同項第4号及び同項第6号に該当するとして非公開としているが、個別具体的な非公開決定の妥当性について合理的な説明がなされていない。

- (3) 本件対象文書の非公開部分については、情報公開審査会において関係する審査請求の審議検討は終了しており、既に答申がなされ、裁決が出ているため、条例第6条第1項第3号には該当しない。つまり、既に審議が終わっているにもかかわらず、審議に影響があるため公開しないという実施機関の説明は合理的でない。

同項第4号及び同項第6号については、調査結果の内容のどの部分が各号に定める非公開情報に該当するのか分からない。例えば、信号制御機あるいは車両感知器の作動状況が明らかになることで、犯罪の捜査や犯罪の予防に支障をきたしたり、取締りに支障をきたすとは到底考えられない。交通管制センターで管理している交通管制機器の個別・具体的な性能、活用手法、運用体制等が記載されている部分は非公開でも構わないが、信号

制御機及び車両感知器の作動状況については公開すべきである。

また、報告内容の一部を引用して過去の答申がなされているならば、調査結果の内容を非公開にする必要はないはずである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象文書について部分公開決定を行った理由を次のように説明している。

1 本件対象文書について

本件異議申立てに係る行政文書公開請求は、平成26年5月29日付けで異議申立人よりなされており、請求しようとする行政文書の内容は「平成26年5月21日に秋田県情報公開審査会で、審議された秋田県警察本部交通管制センターの調査結果の報告内容の公開を求める。」というものであった。

これに対して実施機関は、行政文書公開請求書の記載内容から、公開請求に係る行政文書として、異議申立人が指定した期日に開催された秋田県情報公開審査会（以下「審査会」という。）において警察本部交通規制課及び同課交通管制センターの調査結果を報告するために三浦清委員が作成した「諮問第114号、諮問第115号、諮問第116号及び諮問第118号に係る調査の結果について（報告）」（以下「報告書」という。）を特定した。なお、この行政文書は、審査会事務局として実施機関が保有しているものである。

2 公開請求に係る行政文書の部分公開決定について

公開請求に係る行政文書として特定した報告書は、本件公開請求がなされた時点ですでに審査会において審議を行っている4件の審査請求事案に

ついて、情報公開審査会の審議に資する目的により、条例第21条第4項の規定に基づき調査を行った結果を審査会に報告するために作成されたものであり、当該調査を行った事実を記載した部分と、各審査請求事案ごとに調査を行った結果が記載されている。そのうち、各審査請求事案ごとに調査を行った結果の部分については非公開情報に該当すると判断したことから公開しないこととし、当該調査を行った事実を記載した部分を公開する部分公開決定を行った。

3 条例第6条第1項第3号（審議、検討等情報）該当性について

報告書の非公開部分には、審査会に諮問された4件の審査請求事案に係る調査結果が記載されており、平成26年10月24日及び同年11月26日にそれぞれ2件ずつ答申がなされているが、本件公開請求を収受した同年5月29日時点及び本件異議申立てを収受した同年6月2日時点では、これらの審査請求事案はすべて審査会において審議途中のものであった。そのため、報告書の調査結果の具体的な内容は、これら審査請求事案の審議における最終的な意思決定に至っていない、意思形成過程の検討途中の段階のものであると認められるところであり、当該部分が公開されると、審議中の審査請求事案の関係者など外部からの干渉等の影響を受けることなどにより、委員相互の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断した。

以上のことから、報告書の非公開部分は、条例第6条第1項第3号に該当し、非公開とすることが妥当なものである。

4 条例第6条第1項第4号（事務・事業情報）該当性について

報告書の非公開部分には、警察本部交通規制課及び同課交通管制センターの調査に対応した警察本部交通規制課職員から聞き取った交通管制業務

の具体的な内容や、秋田県内の安全で円滑な交通管制業務を司る交通管制センターの心臓部である交通管制システムの調査結果が記載されているほか、同センターで管理している交通管制機器の個別・具体的な構成や機能、活用手法、運用体制等が記載されている。これらの内容については、まさに警察活動、いわゆる治安維持活動に係るものであるため、当該部分が公開されると、安全で円滑な交通流が阻害されるなど、交通管制業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることに加えて、交通法令違反者がその取締りを逃れるなど、交通法令違反の取締りに関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、ひいては警察活動の適正な執行に大きく支障を及ぼすおそれがあると判断した。

したがって、報告書の非公開部分は、条例第6条第1項第4号に該当し、非公開とすることが妥当なものである。

5 条例第6条第1項第6号（公共の安全等に関する情報）該当性について

報告書の非公開部分には、警察本部交通規制課及び同課交通管制センターの調査に対応した警察本部交通規制課職員から聞き取った交通管制業務の具体的な内容や、秋田県内の安全で円滑な交通管制業務を司る交通管制センターの心臓部である交通管制システムの調査結果が記載されているほか、同センターで管理している交通管制機器の個別・具体的な構成や機能、活用手法、運用体制等が記載されている。これらの内容については、まさに警察活動、いわゆる治安維持活動に係るものであるため、当該部分が公開されると、同センターで管理する機材の性能等が明らかになってしまうことから、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなど犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあることに加えて、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては治安維持活動を大きく害するおそれが

あると判断した。

したがって、報告書の非公開部分は、条例第6条第1項第6号に該当し、非公開とすることが妥当なものである。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成26年 7月 8日 諮問の受付
- (2) 同 年 8月 6日 実施機関の非公開理由説明書を収受
- (3) 同 年 9月26日 異議申立人から意見書を収受
- (4) 同 年12月10日 審議
- (5) 平成27年 1月15日 異議申立人が意見陳述
- (6) 同 年 1月28日 実施機関が意見陳述
- (7) 同 年 2月24日 審議
- (8) 同 年 3月 9日 審議
- (9) 同 年 4月13日 審議
- (10) 同 年 5月12日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、4件の審査請求事案について、当審査会の指名委員が行った秋田県警察本部交通管制センターの調査結果の報告書である。

当審査会において見分したところ、本件対象文書は、報告日、あて先、指名委員の記名及び印鑑、標題、調査の概要並びに調査結果の内容からなっており、そのうち調査結果の内容については、交通監視用カメラ、信号制御機及び車両感知器のそれぞれについて調査をした結果が箇条書きで記載されていることが確認された。

実施機関は、本件対象文書のうち、調査結果の内容の部分について、条

例第6条第1項第3号、同項第4号及び同項第6号に該当するとして非公開としている。

2 条例第6条第1項第6号（公共の安全等に関する情報）該当性について

本号は、犯罪の予防等に関する情報であって、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課せられた重要な責務であることから、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序を維持する活動が阻害されたり、効率的に行うことができなくなったりすること等を防止しようとするものである。

当審査会では、本件対象文書の非公開部分について、3種類の交通管制機器の調査結果の項目ごとに、本号に該当するかどうか（犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序を維持する活動に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものに該当するかどうか）を検討する。

(1) 交通監視用カメラの調査結果について

1行目及び2行目の記載内容について、秋田県警察本部の見学コースから確認できる事実が記載されているのみであることから、非公開とする理由は認められない。

5行目及び6行目の記載内容について、交通管制センターにおける調査結果の内容ではあるものの、交通規制課の担当職員が日々恒常的に行っている業務の一部について記載されているのみであり、これを公開すること

により犯罪の予防等の公共の安全と秩序を維持する活動に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

それ以外の部分については、公開することにより、同センターで管理する監視カメラ及びその他の機材の性能等が明らかになってしまうことから、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められるため、本号に該当し、非公開としたことは妥当である。

(2) 信号制御機の調査結果について

1行目から3行目までの記載内容について、交通管制センターにおける調査結果の内容ではあるものの、客観的な事実が記載されているのみであることから、これを公開することにより犯罪の予防等の公共の安全と秩序を維持する活動に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

それ以外の部分については、公開することにより、同センターで管理する信号制御機及びその他の機材の性能等が明らかになってしまうことから、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められるため、本号に該当し、非公開としたことは妥当である。

(3) 車両感知器の調査結果について

1行目から3行目までの記載内容について、交通管制センターにおける調査結果の内容ではあるものの、客観的な事実が記載されているのみであ

る。また、過去に異議申立人からなされた行政文書公開請求において特定の車両感知器に係る管理番号及び地点名称が記載された行政文書が同一実施機関から公開されていることから、これを公開することにより犯罪の予防等の公共の安全と秩序を維持する活動に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

それ以外の部分については、公開することにより、同センターで管理する車両感知器及びその他の機材の性能等が明らかとなってしまうことから、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるため、本号に該当し、非公開としたことは妥当である。

3 条例第6条第1項第4号（事務・事業情報）該当性について

本号は、県の機関等の行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、県の機関等が行う事務又は事業は、法令等に基づき公益に適合するように行わなければならない、自らの判断と責任において適正に遂行することが求められていることから、公開することにより、これらの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開とする合理的な理由があるものであるとしたものである。

当審査会では、本件対象文書の非公開部分のうち条例第6条第1項第6号に該当しないと認められた部分について、3種類の交通管制機器の調査結果の項目ごとに、本号に該当するかどうか（秋田県警察本部長の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものに該当するかどうか）を検討する。

(1) 交通監視用カメラの調査結果について

1行目及び2行目の記載内容については、秋田県警察本部の見学コースから確認できる事実が記載されているのみであることから、非公開とする理由は認められない。

5行目及び6行目の記載内容については、交通管制センターにおける調査結果の内容ではあるものの、交通規制課の担当職員が日々恒常的に行っている業務の一部について記載されているのみであり、これを公開することにより秋田県警察本部長の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(2) 信号制御機の調査結果について

1行目から3行目までの記載内容について、交通管制センターにおける調査結果の内容ではあるものの、客観的な事実が記載されているのみであることから、これを公開することにより秋田県警察本部長の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(3) 車両感知器の調査結果について

1行目から3行目までの記載内容について、交通管制センターにおける調査結果の内容ではあるものの、客観的な事実が記載されているのみである。また、過去に異議申立人からなされた行政文書公開請求において特定の車両感知器に係る管理番号及び地点名称が記載された行政文書が同一実施機関から公開されていることから、これを公開することにより秋田県警察本部長の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

4 条例第6条第1項第3号（審議、検討等情報）該当性について

本号は、県の機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、県の機関等としての最終的な意思決定前の事項に関する情報を公開することにより、当該意思決定に支障が生じたり、県民の間に誤解や混乱等が生じたりすることのないように、これらの情報を公開しないこととしたものである。

当審査会では、本件対象文書の非公開部分のうち条例第6条第1項第4号及び同項第6号のいずれにも該当しないと認められた部分について、3種類の交通管制機器の調査結果の項目ごとに、本号に該当するかどうか（審議、検討等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがあるものに該当するかどうか）を検討する。

(1) 交通監視用カメラの調査結果について

1行目及び2行目の記載内容について、秋田県警察本部の見学コースから確認できる事実が記載されているのみであり、審議の途中段階であるからといって、これを非公開とする理由は認められない。

5行目及び6行目の記載内容について、交通管制センターにおける調査結果の内容ではあるものの、交通規制課の担当職員が日々恒常的に行っている業務の一部について記載されているのみであり、審議の途中段階であるからといって、これを公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあったとは認められない。

(2) 信号制御機の調査結果について

1行目から3行目までの記載内容について、交通管制センターにおける調査結果の内容ではあるものの、客観的な事実が記載されているのみであることから、審議の途中段階であるからとあって、これを公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあったとは認められない。

(3) 車両感知器の調査結果について

1行目から3行目までの記載内容について、交通管制センターにおける調査結果の内容ではあるものの、客観的な事実が記載されているのみである。また、過去に異議申立人からなされた行政文書公開請求において特定の車両感知器に係る管理番号及び地点名称が記載された行政文書が同一実施機関から公開されていることから、審議の途中段階であるからとあって、これを公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあったとは認められない。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表